

令和7年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 7年 4月22日（火）

午前 9時56分 開 会

午前10時26分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第 2号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第 3号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○出席議員（15名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江 海 子 君	10番	木 下 八 重 子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
14番	田 村 勇 君	15番	山 口 清 悦 君
16番	安 樂 良 幸 君		

○欠席議員（1名）

13番 関 藤 龍 也 君

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健 康 こ ど も 未 来 部 長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	稲 井 健 二 君	建 設 部 長	堀之内 孝 則 君
駅 周 辺 整 備 部 長	加 地 幸 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	金 子 和 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君
教 育 部 指 導 参 事	福 田 善 之 君	監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君

総務課長 須藤 公夫 君

財政課長 岡崎 卓哉 君

○本会議事務従事者

事務局長 寺嶋 悟 君

事務局次長 壽崎 行洋 君

書記 小島 亜美 君

書記 林 麻結 君

開会 午前 9時56分

◎開会宣告

○議長 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

欠席の申出は関藤議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において福井議員、高橋議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで、4月1日付の人事異動に伴う職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 報告第1号、滝川市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものです。

専決事項は、滝川市税条例の一部を改正する条例で、専決処分年月日は令和7年3月31日です。専決処分の理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されることとされました。この法律の施行に伴う本条例は4月1日から効力を有しなければならない本年度における市税の賦課事務手続の変更や市税に係る市民の申告が含まれているところ、これらに支障を生じさせないために必要な条文整理を行うには議会を招集する時間的余裕がなかったことから、3月31日に専決処分させていただいたところでございます。

3ページは改正条例でございます。

改正の内容につきましては、報告第1号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨でご説明いたしますので、資料を御覧ください。第81条、種別割の税率は、本年11月以降新たな排ガス規制の適用が開始されますが、現行の50ccの原動機付自転車、いわゆる原付バイクでは規制に適合することが困難であること等により今後の生産、販売の継続が困難であることから、現行の50cc原付バイク相当である排気量が125cc以下で、かつ最高出力を4キロワット以下に制御した新基準適合の原付バイクに係る種別割の税率を新たに定めるための改正です。

第88条、種別割の減免は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備を行うための改正です。

第89条、身体障がい者等に対する種別割の減免は、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うための改正です。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは当該マンションの区分所有者から申告書の提出がない場合でも特例を適用できることとする規定の新設です。

改正条例の3ページにお戻りいただきまして、附則については第1条としてこの条例の施行期日を令和7年4月1日とし、附則第2条において固定資産税、第3条において軽自動車税の適用に関する経過措置について定めるものです。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第4 議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第4、議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、予防接種情報等のマイナンバー連携に対応するためのシステム改修の補正及び後ほど議案第2号で提案させていただきます下水道事業会計補正予算に伴う下水道事業会計負担金の減額のための補正となります。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,014万8,000円を減額し、予算の総額を245億3,285万2,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。4款1項1目保健衛生総務費、補正額1,014万8,000円の減額につきましては2点ございまして、1点目は保健衛生対策に要する経費の補正で、下水道事業会計の当初予算に計上しております雨水管カメラ調査事業について、当初社会資本整備総合交付金及び一般会計負担金を財源として事業を実施することとしておりましたが、国の令和6年度予備費により措置された大規模下水道管路特別重点調査等事業費補助金及び下水道事業債の活用が可能となったことから、下水道事業会計負担金を1,311万8,000円減額するため補正したいとするものです。

2点目は、保健センターの運営管理に要する経費の補正で、マイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトが改正され、令和7年6月から5種混合ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種情報並びに乳幼児健診等の母子保健情報が連携対象となることに対応するため、健康管理システム改修費用として297万円を増額補正したいとするもので、費用のうち予防接種情報に係る改修費用の一部が厚生労働省のマイナンバー情報連携体制整備事業費補助金で母子保健情報に係る改修費用の2分の1がこども家庭庁の母子保健衛生費補助金で措置されるものです。

以上、歳出合計で1,014万8,000円の減額となったところ です。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項3目衛生費補助金129万7,000円の増額につきましては、歳出関連です。

4目土木費補助金1, 688万2, 000円の増額につきましては、歳出関連で下水道事業会計で行う雨水管カメラ調査事業の財源として交付される大規模下水道管路特別重点調査等事業費補助金を一般会計で歳入し、下水道事業会計へ支出するため補正したいとするものです。

9目土木費交付金1, 500万円の減額につきましては、歳出関連で下水道事業会計で行う雨水管カメラ調査事業の財源として社会資本整備総合交付金の活用を見込んでおりましたが、ただいま説明いたしました大規模下水道管路特別重点調査等事業費補助金を活用して事業を実施することとしたため減額補正したいとするものです。

20款2項1目基金繰入金1, 332万7, 000円の減額につきましては、補正に係る一般財源を財政調整基金繰入金で調整したいとするものです。

以上、歳入合計で1, 014万8, 000円の減額となったところです。

以上を申し上げ、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第5 議案第2号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第5、議案第2号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第2号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）について若干の経過も含めてご説明申し上げます。

国は内径2メートル以上かつ1994年以前に設置された下水道管路の緊急調査の実施を全国の市町村に通知し、これに係る財源として令和6年度一般会計予備費の使用を令和7年3月18日に閣議決定しました。事業費に対する2分の1を補助率とする大規模下水道管路特別重点調査等事業費補助金を新たに措置するとともに、補助裏につきましては地方債の活用を可能としました。

当市としましては、令和7年度当初予算において本調査に該当する雨水管カメラ調査費として3,000万円を既に措置しており、その財源内訳としては1,500万円が社会資本整備総合交付金、残り1,500万円が一般会計負担金としておりましたが、このたび新設された補助金の内示額が1,688万2,000円と示されたことから、事業費を3,376万4,000円に引き上げ、その財源内訳として新設された補助金で1,688万2,000円、残りは後年次に特別交付税措置がある地方債と損益勘定留保資金を活用することとしたことから、下水道事業会計の収入において財源振替を行うため補正したいとするものです。なお、事業費が当初予算より376万4,000円増加しておりますが、当初予算で計上している規定支出予算の範囲内での対応が可能と判断し、支出予算の補正は行わないこととします。

1 ページを御覧ください。第1条、総則でございます。

第2条は、収益的収入の補正になりますが、令和7年度滝川市下水道事業会計当初予算に記載されている第3条に「なお、営業費用中雨水管カメラ調査費の財源に充てるため、企業債1,680万円を借り入れる。」を加えることとします。これにより第1款第1項営業収益を1,500万円減額し、第2項営業外収益を188万2,000円増額し、収益的収入の第1款公共下水道事業収益予算額を13億2,154万9,000円とするものです。

第3条は、企業債の補正として先ほど説明した財源振替に対応するため1,680万円を増額し、起債の限度額を2億3,000万円とするものです。

2 ページから6 ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、収益的収入明細書となっておりますので、お目通しをお願いします。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第6 議案第3号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 日程第6、議案第3号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、一部については専決処分により改正させていただいたところですが、残りの部分について改正したいとするものです。

議案の1ページから4ページまでは改正条例でございます。

条例改正の内容につきましては、議案第3号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨で説明いたしますので、参考資料1ページを御覧ください。第18条、公示送達は、公示送達について公示事項をインターネットを利用する方法等により不特定多数の者が閲覧できることとするための改正です。

第18条の3、納税証明事項は、18条の改正に伴う規定整備を行うための改正です。

第33条の2、所得控除は、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等が一定の所得を超えた場合でも扶養する親族が控除を受けられる特定親族特別控除の新設に伴い、控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するための改正です。

第35条の2、市民税の申告は、特定親族特別控除の新設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備を行うための改正です。

第35条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、特定親族特別控除の新設に伴い給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について特定親族を追加するための改正です。

第35条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、特定親族特別控除の新設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行うための改正です。

2ページをお開きください。第80条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲は、所要の文言整理を行うための改正です。

第138条、国民健康保険税の課税額は、国民健康保険税の課税額を規定する条文で、国民健康保険税は被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額となります。それぞれの課税額に課税限度額を定めておりますが、中間所得層の被保険者の負担を軽減するために課税限度額を引き上げるもので、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるための改正です。

161条、国民健康保険税の減額は、国民健康保険税の減額を規定する条文で、減額につきましては低所得者の負担を軽減するため、世帯の合計所得金額に応じて均等割額及び平等割額をそれぞれ7割、5割、または2割軽減しております。このうち5割軽減及び2割軽減について経済動向を踏まえ算定基準額を引き上げるもので、軽減基準額のうち世帯の被保険者数の被保険者等の数に乗ずる額を5割軽減は1万円、2割軽減は1万5,000円引き上げるための改正です。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について規定した条文ですが、法改正に伴い項ずれが生じたことにより条文を整理するための改正です。

附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例は、加熱式たばこについて国のたばこ税の見直しに伴い、市たばこ税の課税方式を段階的に変更するための課税標準の特例を新たに設けるための改正です。

附則第30条の3の2、法附則第15条第36項の条例で定める割合、附則第30条の3の3、法附則第15条第37項の条例で定める割合、附則第30条の3の4、法附則第15条第41項の条例で定める割合につきましては、いずれも都市計画税に係るわがまち特例についての規定で、固定資産税の改正と同様、法改正に伴い項ずれが生じたことにより条文を整理するための改正です。

3ページをお開きください。附則第34条、読替規定は、法改正に伴い項ずれが生じたことにより条文を整理するための改正です。

改正条例の2ページにお戻りいただきまして、附則については、第1条として、この条例の施行期日を原則公布の日としつつ、第1号から第3号までに規定する部分につきましては、それぞれ各号に記載する日から施行することとし、3ページ、附則第2条において公示送達、附則第3条において市民税、附則第4条において固定資産税、附則第5条において軽自動車税、附則第6条において市たばこ税。

4ページをお開きいただきまして、附則第7条において国民健康保険税に関する経過措置について定めるものです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和7年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員